

第8回 農業委員会総会議事録

平成27年2月26日開会

中標津町農業委員会

平成27年2月26日、第8回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

- | | |
|-----|-------|
| 1番 | 和泉光広 |
| 2番 | 後藤田宏幸 |
| 3番 | 高橋正一 |
| 4番 | 赤波江信二 |
| 5番 | 佐野弥奈美 |
| 6番 | 國光達男 |
| 7番 | 小林亨 |
| 8番 | 飯島浩 |
| 9番 | 中村正生 |
| 10番 | 笠原康博 |
| 11番 | 氏家康夫 |
| 12番 | 杉本公也 |
| 13番 | 本田信幸 |
| 14番 | 本田芳明 |
| 15番 | 纒坂尚久 |
| 16番 | 金刺健四郎 |
| 17番 | 安田稔 |
| 18番 | 戸田重勝 |

附議した案件

- 議案第 3 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 3 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 3 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 3 5 号 現況証明願いについて
議案第 3 6 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第 3 7 号 農地法第 6 条の規定に基づく農業生産法人の定期報告による要件の確認について
議案第 3 8 号 中標津町手数料条例の一部改正について
報告第 1 4 号 農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について
報告第 1 5 号 農業経営改善計画認定について

本日出席した職員

事務局 長	原 田 武 志
農 地 係 長	奥 山 正 行
庶 務 係 長	桐 島 秀 一
係	齋 藤 光 代

(開 会 1 0 時 3 0 分)

議 長 定刻になりました。
ただ今の出席委員は 18 名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第 8 回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程 1、「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第 24 条第 2 項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
1 6 番、金 刺 健四郎 委員。
1 8 番、戸 田 重 勝 委員。
以上、2 名を指名致します。

日程 2、会務報告を事務局長から報告致します。
事務局長。

事務局長 1 月 2 8 日の総会以降につきまして会務報告をいたします。
項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと思います。
はじめに、2 月 1 2 日役場 3 0 1 号会議室におきまして、中標津町農業振興協議会が開催され、畜舎等新築のため農業用施設用地へ変更に係る申請が 2 件あり計画どおり承認されております。会長、代理、事務局長が出席しております。

次に2月13日から16日の日程で開催された中標津町農業後継者対策協議会主催によります平成26年度冬季交流会です。道外から4名、町内から3名の女性の参加により開催されました。計画は2泊3日の予定でありましたが、15日は1日悪天候のため帰町できず、1日延び3泊4日となりました。交流会の中で3組のカップルが成立し、今後の交際に期待しております。13日の歓迎交流会には、会長も出席し参加女性を出迎えております。

最後に、2月19日札幌にて平成26年度第10回常任議員会議が開催され、会議員として会長が出席しております。以上、会務報告といたします。

議長 以上で会務報告を終わります。

日程3、報告第14号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。

(1) から (3) について内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 報告第14号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」

(1) から (3) について説明いたします。なお、(1) (2) の事業完了届けにつきましては同一の隣接している一時転用現場であることから、一括して説明します。35ページをお開きください。

(1) 1、届出人の住所、氏名。中標津町〇〇〇〇番地 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇。2、許可年月日、許可番号。平成26年3月25日付、中農委5第7号。3、許可地の所在。中標津町〇〇〇〇番〇。36ページをお開きください。

(2) 1、届出人の住所、氏名。中標津町〇〇〇〇 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇。2、許可年月日、許可番号。平成26年3月25日付、中農委5第8号。3、許可地の所在。中標津町〇〇〇〇番〇。4、転用目的、砂利採取。5、事業計画の期間、平成26年4月1日から平成27年3月31日まで。6、事業完了年月日、平成26年12月8日。7、完了検査年月日、平成26年12月15日。

この2件につきましては、平成26年12月15日に、第1地区推進班において現地確認をしまして、本年の事業が完了されていたことを確認しております。37ページをお開きください。

(3) 1、届出人の住所、氏名。中標津町〇〇〇〇番地 〇〇〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇。2、許可年月日、許可番号。平成26年2月19日付、中農委5第6号。3、許可地の所在。中標津町〇〇〇〇番〇。4、転用目的、砂利採取。5、事業計画の期間、平成26年5月1日から平成27年4月30日まで。6、事業完了年月日、平成26年12月10日。7、完了検査年月日につきましては、平成26年12月15日、第1地区推進班において現地確認をしまして、計画通り整地され良好な状態で完了されていたことを確認しております。以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
以上で事業完了届についての報告を終わります。

日程4、議案第32号「農地法第三条の規定による許可申請について」を上程致します。
(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第32号「農地法第三条の規定による許可申請について」
(1)について説明いたします。3ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。譲渡人、別海町〇〇〇〇番地〇〇、
〇〇〇〇、〇〇歳、農業。譲受人、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農
業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積29,957㎡、利用
状況、牧草畑ほか1筆。合計、畑、52,797㎡。3、許可を受けようとする事由。譲
渡人、所有農地を近隣農家へ相対で譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大のため。
4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権移転。5、価格、
2,000,000円。6、資金調達方法、自己資金。7、当事者の経営状況、家族〇人、
農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。作付作物、蕎麦、芋。8、見取図につきまし
ては、別紙のとおりとなっております。

この件につきましては、当事者両名の申し出により所有権の移転をしたい旨の申し
出があったもので、価格を独自に設定するものであります。

申請地は〇〇氏の圃場の隣接地であり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上
の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられることから、別
添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のす
べてを満たしていると考え、この譲渡は止むを得ないものと判断いたしました。以
上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(2)と(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 本田信幸委員。

本田信幸委員 上程になりました、議案第32号(2)(3)について説明いたします。
5ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、
〇〇〇〇、〇〇歳、無職。譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、
農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積4,012㎡、利
用状況、牧草畑ほか1筆。合計、畑、5,612㎡。3、許可を受けようとする事由。

譲渡人、狭小農地を隣接農家へ贈与するもの。譲受人、経営規模拡大のため。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権移転。5、価格、無償。6、当事者の経営状況、家族〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。7、見取図につきましては、6ページのとおりとなっております。

この件につきましては、〇〇〇〇氏の申し出により離農の資産処分の際に一部現況農地で残った土地を分筆し親戚である〇〇〇〇氏に贈与したい旨の申し出があったものであります。

申請地は〇〇氏の圃場と地続きであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられることから、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考え、この贈与は止むを得ないものと判断いたしました。7ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。譲渡人、釧路市幸町10丁目3番地 釧路財務事務所長 森幸臣。譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番、公簿、畑、現況、畑、面積119㎡、利用状況、牧草畑ほか2筆。合計、畑、5,451㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、国有地を売り払うもの。譲受人、国有地の売り払いを受けるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権移転。5、価格、109,000円。6、資金調達方法、自己資金。7、当事者の経営状況、家族〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。8、見取図につきましては、8ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、大蔵省及び財務省所有の号線用地を、現在〇〇氏が一団の畑として使用しており、売り渡しの申請をしたものです。なお、価格につきましては、あっせん価格の上限額80万円より財務事務所が時点修正を行い、算出したものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)と(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程5、議案第33号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程致します。ここで、会議規則第16条の規定により、〇〇番〇〇〇委員の退席をお願い

致します。

(○○○○委員退席後)

議案第33号、(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 氏家委員。

氏家委員 上程になりました議案第33号「農地法第4条の規定による許可申請について」
(1)について説明いたします。10ページをお開きください。
(1) 1、当事者の住所、氏名。中標津町○○○○番地○○、○○○○。
2、土地の表示。○○○○番○○、公簿、畑、現況、畑、面積8,969㎡の内2,810㎡ほか1筆。合計、畑、7,540㎡。3、許可を受けようとする事由。畜舎等農業用施設建設のため。4、転用期間。平成27年4月1日から永久転用。5、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。
この案件につきましては、公社営事業により農業用施設を建設するため申請があったものです。申請面積については、7,540㎡で、平成26年12月5日に第4地区推進班において現地確認を行ったところ、申請地については作業道路、農業用施設に隣接しており、利便性を考慮すると代替地は他にないことから、別添の農地法第4条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
本案は原案のとおり、北海道農業会議へ諮問することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって、本案は原案のとおり、諮問致します。

(○○○○委員着席後)

○○○○委員に申し上げます。
本案は原案のとおり、北海道農業会議へ諮問致します。

日程6、議案第34号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程致します。
(1)から(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました、議案第34号「農地法第5条の規定による許可申請について」
(1)から(3)について説明いたします。なお、(1)(2)につきましては同一

の隣接している一時転用現場であることから、一括して説明します。

1 3 ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。借主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇。2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇〇。公簿、畑、現況、畑、面積、41,369 m²の内 14,603 m²。3、許可を受けようとする事由、砂利採取のため。4、転用の期間、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで。5、権利の種類、使用貸借権。6、採取量、砂利 16,118 m³。7、最大切深 15.7m。8、見取図につきましては、1 5 ページのとおりとなっております。

1 4 ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名。貸主、釧路市〇〇〇〇番〇〇〇〇、〇〇〇〇。借主については(1)と同一です。2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇〇。公簿、畑、現況、畑、面積、47,483 m²の内 2,579 m²。3、許可を受けようとする事由、砂利採取のため。4、転用の期間、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで。5、権利の種類、使用貸借権。6、採取量、砂利 3,872 m³。7、最大切深 15.7m。8、見取図につきましては、1 5 ページのとおりとなっております。この 2 件の案件につきましては、砂利採取のため申請があったものです。

申請地は、平成 2 6 年の採取地に隣接した農地であり、今回の申請面積は 2 筆で 17,182 m²となっております。

平成 2 6 年 1 2 月 1 5 日、第 1 地区推進班による現地調査の結果、建設工事に必要な資源採取のための一時転用であり、採取後においては隣接する農地との段差が解消され、一団の農地として利用可能になることから、別添の農地法第 5 条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。

1 6 ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。借主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇。2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇〇。公簿、畑、現況、畑、面積、40,684 m²の内 14,016 m²。3、許可を受けようとする事由、砂利採取のため。4、転用の期間、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで。5、権利の種類、使用貸借権。6、採取量、砂利 30,914 m³。7、最大切深 13.43m。8、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。

この案件につきましては、砂利採取のため申請があったものです。

申請地については、平成 2 6 年の採取地に隣接した農地であり、今回の申請面積は 14,016 m²となっております。平成 2 6 年 1 2 月 5 日、第 1 地区推進班による現地調査の結果、建設工事に必要な資源採取のための一時転用であり、採取後は隣接農地との段差が解消され、一体的な利用が可能となることから、別添の農地法第 5 条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1) から (3) の質疑に入ります。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(4) と (5) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 議案第34号(4)(5)について説明いたします。なお、(4)(5)につきましては同一の隣接している一時転用現場であることから、一括して説明します。

18ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。借主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇。2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇〇。公簿、山林、現況、畑、面積、9,919㎡の内1,556㎡、他1筆、合計、畑7,791㎡。3、許可を受けようとする事由、黒墨採取のため。4、転用の期間、平成27年4月1日から平成28年3月31日まで。5、権利の種類、使用貸借権。6、採取量、黒墨41,299㎡。7、最大切深12.0m。8、見取図につきましては、20ページのとおりとなっております。19ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。借主については(1)と同一です。2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇〇。公簿、原野、現況、畑、面積、49,681㎡の内8,238㎡。3、許可を受けようとする事由、黒墨採取のため。4、転用の期間、平成27年4月1日から平成28年3月31日まで。5、権利の種類、使用貸借権。6、採取量、黒墨14,999㎡。7、最大切深12.04m。8、見取図につきましては、20ページのとおりとなっております。

この2件の案件につきましては、黒墨採取のため申請があったものです。

今回の申請面積は〇〇氏7,791㎡、〇〇氏8,238㎡、合わせて16,029㎡となっております。〇〇氏の申請地は、平成18年度まで黒墨を採取しており、〇〇氏の農地に隣接しておりますが、既存の法面が融雪水により崩壊しており農地が侵食され農作業に支障をきたしている状況です。

平成26年12月3日、第1地区推進班による現地調査の結果、建設工事に必要な資源採取のための一時転用であること、また採取後は隣接地にあらたなステップを設けることにより崩壊が防止され農地の保全になることから、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(4) と (5) の質疑に入ります。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

本案は原案のとおり、北海道農業会議へ諮問することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって、本案は原案のとおり、諮問致します。

日程 7、議案第 35 号「現況証明願いについて」を、上程致します。
なお、本案件につきましては、(1) と (2) の二回に分けて審議を致します。
(1) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第 35 号「現況証明願いについて」(1) について説明いたします。
22 ページをお開きください。

(1) 1、申請人の住所、氏名。中標津町○○○○番地 ○○○○株式会社 代表取締役社長 ○○○○。2、土地の表示、○○○○番○○、公簿、山林、面積 62,109 m²の内 3,431 m²。現況、農地・採草放牧地以外、利用状況原野。3、申請の理由、砂利採取法に基づく砂利採取計画認可申請のため。4、見取図は別紙のとおりです。
本案件につきましては、砂利採取申請法にもとづく砂利採取計画認可申請を行うため申請があったものです。当該地は農業振興地域内の農用地区域外となっており、農地としては利用されたことはなく、現在も砂利採取場として使用されている状況ですが公簿が山林のため、現況非農地の証明が必要なものであります。
平成 26 年 12 月 15 日、第 1 地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1) の質疑に入ります。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
ここで、会議規則第 16 条の規定により、○○番○○○○委員の退席をお願い致します。

(○○○○委員退席後)

議案第 35 号、(2) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 氏家委員。

氏家委員 議案第 35 号 (2) について説明いたします。24 ページをお開きください。

(2) 1、申請人の住所、氏名。中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
2、土地の表示、〇〇〇〇番、公簿、牧場、面積 1,187 m²。現況、農地・採草放牧地以外、利用状況宅地。3、申請の理由、地目変更登記のため。4、見取図は別紙のとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

当該地は農業振興地域内の用途指定のない白地地域であり、今回4条転用の許可申請地に隣接した土地で、農業用施設用地内に存在し、10数年前から宅地となっております。

平成26年12月5日、第4地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。

(〇〇〇〇委員着席後)

〇〇〇〇委員に申し上げます。本案は原案のとおり、可決されました。

日程8、議案第36号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。(1)と(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました、議案第36号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)(2)について説明いたします。なお(1)(2)は借主が同一なことから一括して説明いたします。27ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 35,416 m²ほか2筆、合計 56,023 m²。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成27

年2月1日から平成30年1月31日まで。6、価格、年100,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は29ページのとおりです。28ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。借主については(1)と同一です。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿山林、現況畑、面積44,591㎡ほか2筆、合計98,325㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成27年2月1日から平成30年1月31日まで。6、価格、年50,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は29ページのとおりです。

この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)と(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程9、議案第37号「農地法第六条の規定に基づく農業生産法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 議案第37号「農地法第六条の規定に基づく農業生産法人の定期報告による要件の確認について」ご説明致します。31ページをお開きください。
平成26年度分といたしまして、株式会社〇〇〇〇の提出がありました。
平成27年1月28日に受理した報告書でございまして、記載の通り、いずれも農業生産法人の要件を全て満たしているものであります。以上報告いたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本件は、承認されました。

日程 10、議案第 38 号「中標津町手数料条例の一部改正について」を上程致します。
内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 事務局長。

事務局長 上程になりました、議案第 38 号、中標津町手数料条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。中標津町手数料条例は、地方自治法第 227 条の規定により中標津町が特定の者のためにする事務について徴収する手数料について定めているものでございます。

今回の改正は、農地利用の効率化等のため行う農地情報の公表に伴います事務処理に係る手数料について定めるものでございます。議案書の 33 ページをご覧ください。平成 26 年の農地法改正によりまして、農地利用の効率化等のため農業委員会に農地台帳等の作成及びそのデータの公表が法律に位置づけられ、本年 4 月 1 日からは農地情報の公表が義務化となってまいります。公表の方法につきましては、インターネットによる公表と窓口による閲覧でございます。公表に係る手数料につきましても、町の定めにより徴収すること事が出来るとなっておりますことから、この度、事務処理に係る受益者負担といたしまして本条例を改正し、定めようとするものでございます。

なお、手数料の対象となる事務につきましては、農業委員会窓口で行う農地台帳記録事項要約書の交付及び農地台帳の閲覧でございます。手数料の金額につきましては、下段の条例新旧対照表をご覧ください。改正後の別表の番号 47 の次に 48、49 を加え、手数料を徴収する事項及び手数料の金額を 48 農地台帳記録事項要約書の交付、1 筆につき 100 円、49 農地台帳の閲覧、1 筆につき 200 円とするものでございます。附則といたしまして、この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行するものでございます。以上、「中標津町手数料条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の説明に代えさせていただきます。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、承認されました。
なお、本条例は平成27年中標津町議会3月定例会に上程され、正式に決定される運びとなっております。

日程11、報告第15号「農業経営改善計画認定について」を議題に供します。
内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第15号「農業経営改善計画認定について」、事務局よりご説明致します。議案の39ページをお開きください。
今回につきましては、平成25年5月27日付～平成27年2月6日付で、認定のあった32件について39ページから41ページまで記載しております。
新規認定者は2件、再認定者は25件、計画変更認定者は5件となっております。以上報告いたします。

議 長 以上で、報告を終わります。
以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。
これをもって、第8回総会を閉会致します。
ご苦労さまでした。

(閉会 14時15分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年2月26日

会 長 安 田 稔

16番 金 刺 健四郎

18番 戸 田 重 勝